

別表第6（第12条関係）

1 占用料

区分		単位		金額
仮設建築物		年額	1平方メートルにつき	330円
電柱、電話柱、支柱及び支線		年額	1本につき	710円
鉄塔		年額	1基につき	1,970円
架空線類		年額	1メートルにつき	10円
広告塔及び広告板		年額	広告面1平方メートルにつき	1,640円
埋布設管類	口径20センチメートル未満	年額	1メートルにつき	230円
	口径20センチメートル以上30センチメートル未満	年額	1メートルにつき	370円
	口径30センチメートル以上	年額	1メートルにつき	500円
天然ガス等を ゆう出させる ための施設	採取	年額	1箇所につき	48,970円
	試掘	年額	1箇所につき	14,680円
上記以外の工作物		年額	1平方メートルにつき	500円
材料等の保管又は作業のためにする 占用		年額	1平方メートルにつき	220円
木材の水面整理及び水面貯木のため にする占用		年額	1平方メートルにつき	70円

備考

- この表に定めのないものの占用料の額については、類似の区分により、その都度知事が定めるものとする。
- 占用料の額は、会計年度ごとに算出するものとし、当該年度における占用の期間が1年未満であるときは月割をもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1年として計算するものとする。
- 算出の基礎とするこの表に掲げる単位に係る数値について、単位未満の端数がある場合又はその数値が単位に満たない場合は、当該単位まで切り上げて計算するものとする。

## 2 土砂採取料

種類	単位	金額	摘要
砂	1 立方メートル	177円	0.1ミリメートル以上5ミリメートル未満のふるい目を通るもの
砂利	1 立方メートル	190円	5ミリメートル以上8センチメートル未満のふるい目を通るもの
栗石	1 立方メートル	165円	長径8センチメートル以上15センチメートル以下のもの
選別用土砂	1 立方メートル	165円	土、砂、砂利、玉石等を含むもので、選別して骨材を生産するもの

### 備考

- 1 この表に定めのないものの土砂採取料の額については、類似の種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 2 土砂採取料の額の基準となる数量に1立方メートル未満の端数がある場合又はその数量が1立方メートルに満たない場合は、1立方メートルに切り上げて計算するものとする。